

平成21年5月20日

各 位

会社名 マツダ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山内 孝
コード番号 7261
問合せ先 広報本部長 見立 和幸
TEL東京(03)3508-5056
広島(082)282-5253

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月24日開催予定の第143回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①同法附則により、当社は株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第8条(株券の発行)を削除するとともに、株券に関する文言の削除等を行うものであります。ただし、株券喪失登録簿は、同法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成し備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ②「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除等を行うものであります。
- (2) その他、上記の変更等に伴い、条数の調整を行うなど規定の整備を図ろうとするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月24日
定款変更の効力発生日	平成21年6月24日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(株券の発行)	
第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 9 条 (省 略)	第 8 条 (現行どおり)
2. <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(削 除)
(単元未満株式の買増し)	(単元未満株式の買増し)
第 10 条 当社の単元未満株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。	第 9 条 当社の単元未満株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第 11 条 <u>当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u>	第 10 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 12 条 (省 略)	第 11 条 (現行どおり)
2. (省 略)	2. (現行どおり)
3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</u>	3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。
第 13 条～第 42 条 (省 略)	第 12 条～第 41 条 (現行どおり)
第 7 章 計算	第 7 章 計算
(事業年度)	(事業年度)
第 43 条 (省 略)	第 42 条 (現行どおり)
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第 44 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。	第 43 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第 45 条 (省 略)	第 44 条 (現行どおり)
(新 設)	附則
	第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</u>
	第 2 条 <u>前条及び本条は平成22年1月6日をもって削除する。</u>